

試験使用承認申請書

(美浜発電所第3号機の変更の工事)

関原発 第140号

2021年 5月25日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第1号の規定により次のとおり試験使用の承認を受けたいので申請します。

試験のために使用しようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 美浜発電所 住所 福井県三方郡美浜町丹生
試験のために使用しようとする原子力発電工作物の概要	美浜発電所第3号機 原子力設備 原子炉本体 詳細は別紙のとおり 工事計画の認可番号及び認可年月日 原規規発第 1610261 号、 20161007 商第 42 号 平成28年10月26日 原規規発第 1806202 号、 20180131 保第 19 号 平成30年 6月20日
試験使用開始予定年月日及び試験使用期間	試験使用開始の予定年月日：2021年6月17日 試験使用期間 自：2021年6月17日 至：平成28年10月26日付け原規規発第 1610261 号、 20161007 商第 42 号及び平成30年6月20日付け原規規発第 1806202 号、 20180131 保第 19 号をもって認可を受けた原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日
試験使用の方法	炉内構造物取替工事の実施に伴い、原子炉本体が安定した連続運転ができることを確認できるまで原子炉本体を使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	2021年 5月25日

美浜発電所第3号機 原子力設備

原子炉本体

炉心

炉心支持構造物

原子炉容器

原子炉容器内部構造物に係る制御棒クラスタ案内管

添付書類目次

添付書類－ 1 : 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

添付書類－ 2 : 試験項目及び試験工程表

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

試験使用を必要とする理由

炉内構造物取替工事の実施に伴い、原子炉本体が安定した連続運転ができることを確認するために原子炉を起動し、定格熱出力状態で試験使用する必要がある。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。

試験項目及び試験工程表

試験項目及び試験工程は次のとおり。

項目	年月	2021年	
		6月	7月
起動試験及び出力上昇試験		○	△

○：試験使用開始 —：試験使用期間 △：試験使用終了（使用前検査合格日）